

2012年7月2日

本人確認書類に関するご案内

韓国外換銀行在日支店

お客様各位

平素は当行をご愛顧いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、関係法令の改正等の施行により、2012年7月9日から下記のとおり本人確認書類の取扱いを一部変更しますので、ご案内させていただきます。

記

本人確認書類

運転免許証、2012年4月1日以降に交付された運転経歴証明書、在留カード、特別永住者証明書、住民基本台帳カード(顔写真付のもの)、旅券、各種健康保険証、外国人登録証明書(2012年7月9日以降の取扱いは次の<注>のとおりとする。)等。

<注> 2012年7月9日以降の外国人登録証明書の取扱い

A. 在留資格が永住者の場合

- 16歳以上の者：2015年7月8日まで有効
- 16歳未満の者：2015年7月8日又は16歳の誕生日のいずれか早い日まで有効

B. 在留資格が特別活動(特定研究活動等により「5年」の在留期間を付与されている者)の場合

- 16歳以上の者：在留期間の満了日又は2015年7月8日のいずれか早い日まで有効
- 16歳未満の者：在留期間の満了日、2015年7月8日又は16歳の誕生日のいずれか早い日まで有効

C. 在留資格が特別永住者の場合

- 次回確認(切替)申請期間の始期であるその者の誕生日まで有効。(例えば、確認期間が「2019年4月1日から30日間以内」の者であれば、2019年4月1日が有効期限となる。)

D. それ以外の在留資格の場合

- 16歳以上の者：在留期間の満了日まで有効
- 16歳未満の者：在留期間の満了日、又は16歳の誕生日のいずれか早い日まで有効

以上



<http://www.koex.jp>

お問い合わせ：東京支店 03-3216-3562~5 新宿出張所 03-3208-5211 大阪支店 06-6201-2600